

## 豊橋市地域公共交通網形成計画との連携について

### 1 豊橋市地域公共交通網形成計画について

#### (1) 豊橋市地域公共交通網形成計画策定の背景（資料5-1）

- ・ 豊橋市では平成24年3月に「地域公共交通活性化方策」を策定し、これを「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「地域公共交通総合連携計画」に位置づけ、豊橋市地域公共交通活性化推進協議会や同協議会の構成員が主体となって様々な施策を実施してきたが、同計画の計画期間は平成27年度で満了する。
- ・ 平成26年5月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が一部改正され、今後は、地方公共団体が中心となり、コンパクトシティの実現に向けたまちづくりと連携し、地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークの形成を目指した「地域公共交通網形成計画」を作成することとなった。
- ・ 豊橋市では、まちづくりと連携した公共交通施策を推進していく必要があると考えており、「地域公共交通総合連携計画(地域公共交通活性化方策)」の計画期間の満了を機に、「地域公共交通網形成計画」を策定していきたいと考えている。

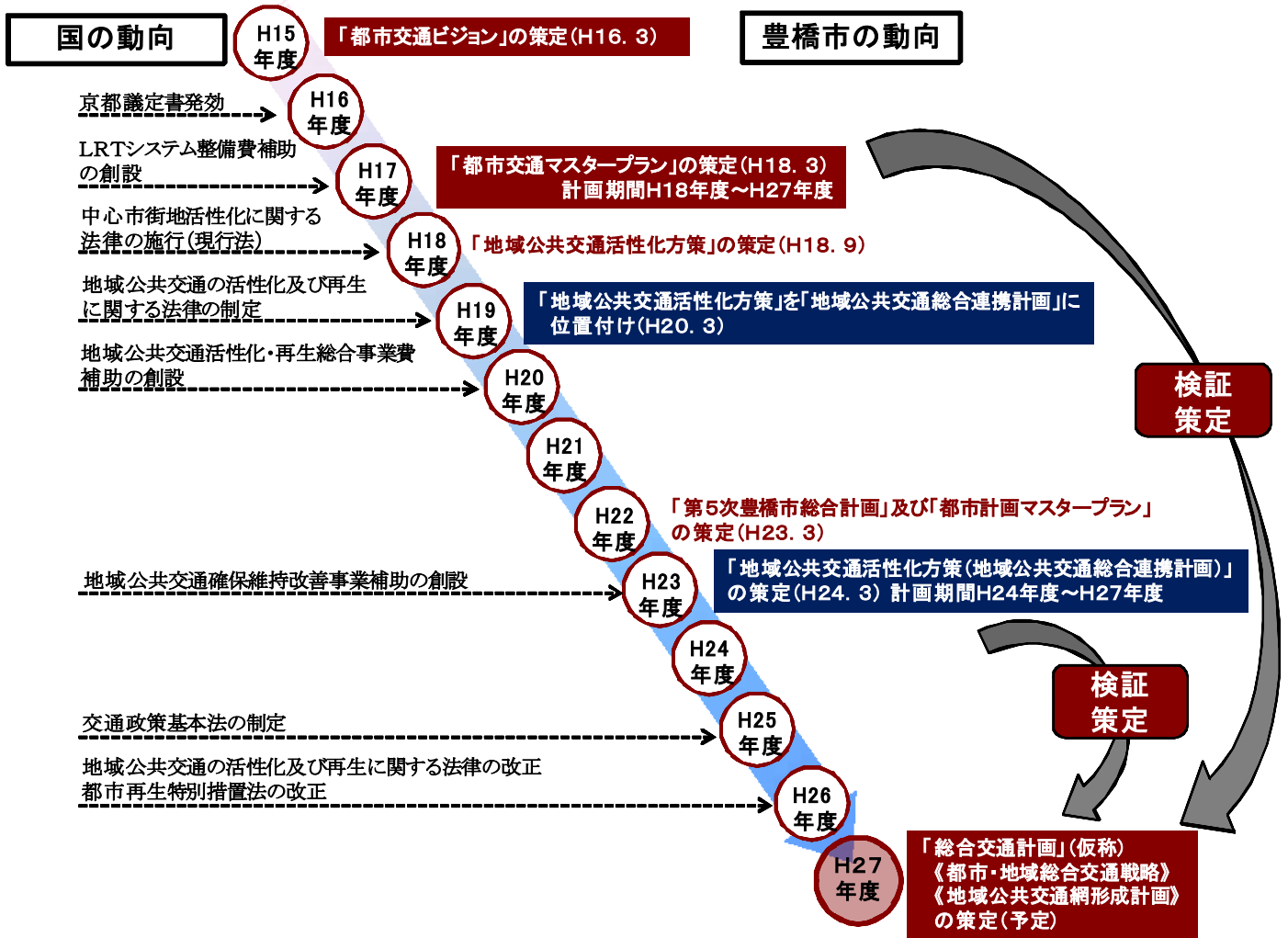
#### (2) 豊橋市地域公共交通網形成計画策定の進め方（資料5-2、資料5-3、資料5-4）

- ・ **地域公共交通網形成計画**の策定に関する協議は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の法定協議会で実施することとなっている。そこで、同法の法定協議会である「豊橋市地域公共交通活性化推進協議会」において、**豊橋市地域公共交通網形成計画**の検討・協議を行う。（「豊橋市地域公共交通活性化推進協議会」の委員名簿は資料5-2）
- ・ **豊橋市地域公共交通網形成計画**の内容は、**豊橋市総合交通計画(仮称)**(都市・地域総合交通戦略)と同様の内容になると考えられるため、**豊橋市総合交通計画(仮称)**(都市・地域総合交通戦略)の策定と連携して**豊橋市地域公共交通網形成計画**を策定していきたいと考えている。（資料5-3、資料5-4）

#### (3) 豊橋市総合交通計画（仮称）の進捗管理

- ・ **豊橋市地域公共交通網形成計画**に位置付けた事業は「豊橋市地域公共交通活性化推進協議会」や同協議会の構成員が実施するとともに、進捗管理・事業評価を同協議会において行うものとされている。
- ・ このことについては、平成26年度末に同協議会の規約改正を既に行っており、今年度第2回協議会において**豊橋市総合交通計画(仮称)**(都市・地域総合交通戦略)の策定と連携して計画策定を行うこと及び今後の進捗管理を行うことについて承認を得ている。
- ・ 従って、**豊橋市総合交通計画(仮称)**に位置付けた事業は「豊橋市地域公共交通活性化推進協議会」において行うものとする。

本市の交通を取り巻く上位・関連計画等の動向



【参考：主な法制度の要旨】

交通政策基本法 (H25. 12 制定)	都市再生特別措置法 (H26. 5 一部改正)	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 (H26. 5 一部改正)
<p><b>【基本理念等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>交通の果たす以下の機能を将来に渡って發揮し、国民等の交通需要を充足</li> <li>交通の機能の確保及び向上                     <ul style="list-style-type: none"> <li>豊かな国民生活の実現</li> <li>産業、観光等の国際競争力の強化</li> <li>地域の活力の向上</li> <li>大規模災害への対応</li> </ul> </li> <li>交通による環境への負荷の低減</li> <li>適切な役割分担、有機的・効率的な連携</li> <li>連携等にする施策の推進</li> <li>交通の安全の確保</li> </ul>	<p><b>【改正背景】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方都市では拡散した市街地で急激な人口減少が見込まれる一方、大都市では高齢者が急増すると見込まれている。</li> <li>都市全体の構造を見渡しながら、居住者の生活を支えるようコンパクトなまちづくりを推進していくことが必要。</li> </ul> <p><b>【立地適正化計画の作成】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村は、住宅及び医療施設、福祉施設、商業施設その他の居住に関連する施設の立地の適正化に関する計画（「立地適正化計画」）を作成することができる。</li> <li>立地適正化計画には、その区域のほか、おおむね以下の事項を記載する。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>居住誘導区域(居住を誘導すべき区域)及び居住環境の向上、公共交通の確保その他の居住を誘導するために市町村が講ずべき施策</li> <li>都市機能誘導区域(居住に関連する施設の立地を誘導すべき区域)及び市町村が講ずべき施策 等</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>【改正背景】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の総合行政を担う地方公共団体が先頭に立って、関係者との合意の下で、まちづくり等の地域戦略と一体で持続可能な地域公共交通ネットワーク・サービスを形成することが重要。</li> <li>目的(追加)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>交通政策基本法の基本理念の具体化</li> <li>持続可能な地域公共交通網の形成</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【地方公共団体の役割】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域公共交通網形成計画の作成(現行の地域公共交通総合連携計画に追加する事項)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>コンパクトシティの実現に向けたまちづくりとの連携</li> <li>地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>【関係者の責務等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国の責務：交通に関する施策を総合的に策定・実施、情報の提供等</li> <li>地方公共団体の責務：国との適切な役割分担を踏まえて施策を策定・実施、情報の提供等</li> <li>交通関連事業者の責務：業務を適切に行い、国等の施策に協力、情報の提供等</li> <li>国民等の役割：基本理念の理解と実現に向けた主体的な取組み、国等の施策に協力</li> </ul>		

平成27年度  
豊橋市地域公共交通活性化推進協議会委員名簿

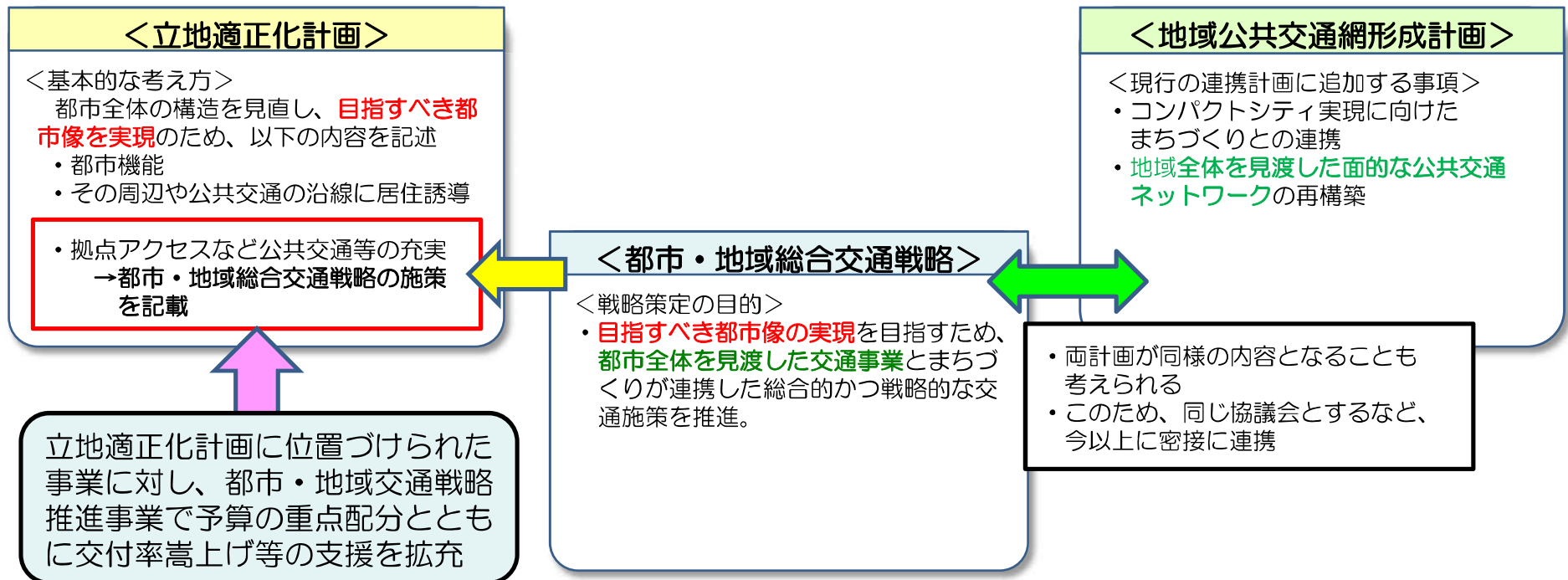
(平成27年4月16日時点)

氏名	職名等	備考
廣嶋 康裕	豊橋技術科学大学名誉教授	【会長】
木村 邦久	豊橋市副市長	【副会長】
藤田 佳久	愛知大学名誉教授	【副会長】
古田 寛	公益社団法人愛知県バス協会専務理事	【監事】
河合 秀矩	豊橋商工会議所常議員	【監事】
白木 広治	国土交通省中部運輸局愛知運輸支局 首席運輸企画専門官(企画調整担当)	
小久保 信	愛知県振興部交通対策課主幹	
柴田 良昭	豊橋鉄道株式会社取締役鉄道部長	
長縄 則之	豊鉄バス株式会社取締役営業企画部長	
青木 良浩	愛知県タクシー協会会長	
小川 健司	豊鉄タクシー株式会社取締役社長	
長坂 和俊	愛知県交通運輸産業労働組合協議会幹事	
徳島 結城	豊橋市自治連合会理事	
藤城 恒介	豊橋市老人クラブ連合会副会長	
岩瀬 和子	とよはし男女共同参画推進ネットワーク代表	
岩田 明	国土交通省中部地方整備局 名古屋国道事務所計画課長	
杉浦 政晴	愛知県東三河建設事務所企画調整監	
栗名 利幸	愛知県豊橋警察署交通課長	
加藤 明人	豊橋市建設部長	
瀧川 雅弘	豊橋市都市計画部長	

# 各種計画の関係(立地適正化計画、都市・地域総合交通戦略、地域公共交通網形成計画)



- 立地適正化計画は、都市・地域総合交通戦略が目指すべき都市像のマスタープランとなることから、立地適正化に記載する交通に関する施策は、戦略に位置づけた施策を書くことが考えられる。
- 地域公共交通網計画は、将来の都市像と整合した、地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築を目指すものであり、都市・地域総合交通戦略と同様の計画となることも考えられる。



豊橋市総合交通計画（仮称）（豊橋市都市・地域総合交通戦略）（豊橋市地域公共交通網形成計画）  
の策定スケジュール

	豊橋市都市交通計画検討委員会のスケジュール	[参考] 豊橋市地域公共交通活性化推進協議会のスケジュール
平成 27年 7月	◆第4回検討委員会 ・今後の進め方の協議 ・取組みに関する協議	
8月		◇平成27年度 第2回協議会 ・計画策定の進め方の協議 ・取組みに関する協議
10月	◆第5回検討委員会 ・計画の素案の協議	
11月		◇平成27年度 第3回協議会 ・計画の素案の協議
12月	◆第6回検討委員会 ・計画の素案の協議・合意	
平成 28年 2月		◇平成27年度 第4回協議会 (計画策定の進捗についての報告)
3月	◆第7回検討委員会 ・計画(案)の合意	◇平成27年度 第5回協議会 ・計画(案)の合意

※平成28年2月にパブリックコメントを予定